



平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会社名 昭和KDE株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 基博
(コード番号：1701 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 内田 大敬
TEL. (03)5985-2630

定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記に定義いたします。）の全部の取得について、平成 22 年 7 月 2 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件A

(1) 変更の理由

平成 22 年 4 月 20 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社キョウデンによる当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、株式会社キョウデン（以下「キョウデン」といいます。）は、平成 22 年 3 月 8 日から当社株式に対し公開買付けを行い、平成 22 年 4 月 23 日（決済開始日）をもって、当該応募株式を取得しております。その結果、キョウデンは当社普通株式の 90.16%（買付け等後における株券等所有割合）を保有するに至っております。キョウデンは、当該株式の取得後、当社の企業価値のより一層の向上を図るために、迅速かつ機動的な事業遂行が可能となるよう、当社を完全子会社化し、非上場とすることを検討してまいりました。

当社といたしましても、当社の企業価値の一層の向上を実現するためには、短期的な業績に左右されることなく迅速かつ機動的に工業材料事業分野への経営資源の集中等の改革を行うことで、当社の経営基盤の一層の強化を図るとともに、安定的な事業遂行を可能とする体制を構築することが望ましいとの結論に至っております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法により当社がキョウデンの完全子会社となることといたしました（以下の①乃至③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行できる旨の定めを新設いたします。
- ② ①による変更後に、さらに当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、取得対価として当社種類株式を交付いたします。この際キョウデン以外の各株主に対して交付される当社種類株式数は、1 株未満の端数となる予定です。

本変更は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、下記 3. でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種種類株式としております。

会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、キョウデン以外の各株主に対して取得対価として交付される当社の A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。株主に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式をキョウデンに対して売却することを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 130 円（キョウデンが当社株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、本変更に係る定款変更は、本変更が議案どおり承認可決された時点で効力を生ずるものとしします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、7,200 万株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、7,200 万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 5,000 万株、<u>A 種種類株式の発行可能種類株式総数は 2,200 万株とする。</u></p> <p>(A 種種類株式)</p> <p><u>第 5 条の 2 当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株</u></p>

<p>(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、<u>普通株式については1,000株とし、A種種類株式については1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 <u>第12条、第13条、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議において準用する。</u> 3. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	--

2. 定款一部変更の件B

(1)変更の理由

上記「1. (1)変更の理由」でご説明申し上げておきますとおり、当社が企業価値の一層の向上を図るためには、当社がキョウデンの完全子会社となることが最良であると考えております。

本変更は、本定款一部変更等のうち②として、上記1. による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、第5条の3を新設するものであります。本変更が議案どおり承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の②の後、株主総会の決議によって当社は株主(当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の③)、当該取得と引換えに当社が株主に交付する取得対価は、上記1. における定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主に交付するA種種類株式の数は、キョウデン以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、4,000,000分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、上記 1. による変更後の定款を追加変更するものであります。なお、本議案にかかる定款変更の効力発生は、上記 1. 及び普通株主による種類株主総会において本変更の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線部分は変更箇所)

上記 1. に係る変更後の当社定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 5 条の 3 当社が発行する普通株式は、</u> <u>当社が株主総会の決議によってその</u> <u>全部を取得できるものとする。当社</u> <u>が普通株式の全部を取得する場合</u> <u>には、普通株式の取得と引換えに、普通</u> <u>株式 1 株につき A 種種類株式を</u> <u>4,000,000 分の 1 株の割合をもって交</u> <u>付する。</u>

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

上記「1. (1) 変更の理由」でご説明申し上げておりますとおり、当社が企業価値の一層の向上を図るためには、当社がキョウデンの完全子会社となることが最良であると考えております。

本取得は、本定款一部変更等の③として、会社法第 171 条ならびに上記 1. および上記 2. による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主に対し取得対価を交付するものであります。

上記 2. により変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、上記 1. における定款変更案により設けられる A 種種類株式とし、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は、4,000,000 分の 1 株とさせていただきます。

この結果、キョウデン以外の各株主に対して取得対価として交付される A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、株主に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式をキョウデンに対して売却することを予定しております。

この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に 130 円（キョウデンが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(i) 全部取得条項付普通株式を取得するのと引換えに交付する取得対価およびその交付に関する事項

会社法第 171 条ならびに上記 1. および上記 2. による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(ii)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 4,000,000 分の 1 の割合をもって交付いたします。

(ii) 取得日

平成 22 年 8 月 6 日といたします。

(iii) その他

本取得に定める全部取得条項付普通株式の取得は、上記 2. に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものといたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 8 月 2 日までの間、整理銘柄に指定された後、同年 8 月 3 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所において取引することはできません。

5. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成 22 年 7 月 2 日（金）
A 種種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 22 年 7 月 2 日（金）
整理銘柄への指定	平成 22 年 7 月 2 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 22 年 8 月 2 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 22 年 8 月 3 日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 22 年 8 月 5 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 22 年 8 月 6 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 8 月 6 日（金）

以上